3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特別変動範囲関連変動額を特別変動範囲関連可変費として整理し、様式第十五により特別変動範囲関連可変費明細表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、変動範囲内発電料金等を算定した際の変動範囲関連総固定費及び変動範囲関連可変費の合計額並びに特別変動範囲関連可変費並びに前項の規定により整理された特別変動範囲関連可変費を基に、別表第二に掲げる式により、変動範囲内発電料金を設定しなければならない。

5　沖縄電力は、前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる式を基に、電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準により、変動範囲内発電料金を設定することが適当である場合であって、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により当該変動範囲内発電料金を設定することができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

6　沖縄電力は、別表第二に掲げる式を基に、季節別及び時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した基準により変動範囲外発電料金を設定し当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

様式第十二及び様式第十三中「地社購入電源費」を「他社購入電源費」に、「地社販売電源料」を「他社販売電源料」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第14（第29条の２の３第２項、第29条の６第２項関係）

特別変動範囲関連変動額総括表

（単位：千円）

項　　目	変　動　金　額	備　　考
燃料費		
使用済燃料再処理等発電費		
特定放射性廃棄物処分費		
原子力発電施設解体費		
地帯間購入電源費		
他社購入電源費		
地帯間販売電源料		
他社販売電源料		
事業税		
合　　計		

原価算定期間を、　年　月から　年　月　までの　年として算定した。

（記載注意）

変動金額の欄は、外生的燃料費等変動相当額を整理すること。

［主な項目の内訳］

燃料費

（単位：千円）

項　　目		変　動　金　額	備　　考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小　　計		
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））		
	濃縮関連費		
	小　　計		
新エネルギー等燃料費			
合　　計			
火力燃料重油換算消費量（10^3kl）			
火力発電電力量（発電端10^6kWh）			
原子力発電電力量（発電端10^6kWh）			
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）			
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）			

＜参考＞主要燃料消費数量

項　　目		変　動　数　量	備　　考
消費数量	石炭（10^3ｔ）		
	重油（10^3kl）		
	原油（10^3kl）		
	ＬＮＧ（10^3ｔ）		

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第15（第29条の２の３第３項、第29条の６第３項関係）

特別変動範囲関連可変費明細表

（単位：千円）

	可　　変　　費
燃料費	
使用済燃料再処理等発電費	
特定放射性廃棄物処分費	
原子力発電施設解体費	
地帯間購入電源費	
他社購入電源費	